

保護者と教職員の会（PTA）規約（2024.2.28改定版）

令和6年2月28日第16版

横浜市立南山田小学校PTA

第1章 名 称

第1条 この会は、横浜市立南山田小学校児童の保護者と教職員の会（南山田小学校PTA）と称し、事務局を横浜市立南山田小学校（横浜市都筑区南山田二丁目27番1号）におきます。

第2章 目 的

第2条 この会は、子ども達の健全な成長を願い、学校、家庭、地域社会が協力し、よりよい保護者と教職員になるために、保護者と教職員が共に学び、活動することを目的とします。

第3章 方 針

第3条 1. この会は、教育の本来の趣旨とする民主団体として、次の方針に従って活動します。

- (1) 子どもたちの教育並びに人権、福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (2) 他のいかなる団体の干渉も受けません。
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を行いません。

第4章 会 員

第4条 1. この会は、横浜市立南山田小学校に在籍する児童の保護者と教職員によって構成します。

第5条 1. 会員は、全て平等の権利と義務があります。

第5章 会 計

第6条 1. 会の運営に必要な経費は、会員及びその他の収入によってまかないます。

第7条 1. 全ての会員は、会費を負担します。但し、特別に事情がある場合は会長の承認を得て、会費の一部または全額を免除することができます。

第8条 1. 会費は、一世帯年額3600円とします。

2. 会費はPTA会長と学校長とで協議して定めた時期及び方法により納入するものとします。

3. 会費は納入月の1日に在籍する場合、定められた金額を納入するものとします。転入の場合は、転入年度の年会費を月割りで納入するものとします。

4. 一度納入された会費は原則返金をしません。

第9条 1. この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて執行します。

第10条 1. この会の決算は、会計監査を経て総会で承認を得ます。

第11条 1. この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第6章 役 員

第12条 1. この会の役員は、次の通りとします。

(1) 会 長 1名 (保護者)

(2) 副会長 2名 (保護者)

(3) 書 記 5名 (保護者4名・教職員1名)

(4) 会 計 3名 (保護者2名・教職員1名)

2. 役員の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとします。但し、再任をすることができます。

第13条 1. 役員の任務は、次の通りです。

- (1) 会長は、会を代表し会務を取りまとめます。また、会議を招集します。
- (2) 副会長は、会長を助け会長が不在の場合はその代理をします。
- (3) 書記は、会議の記録や会員への連絡をします。
- (4) 会計は、予算に基づいて会の経理事務を行います。

第14条 1. 役員の選出については、細則で定めます。

第 7 章 組 織

第15条 1. 総会、役員会、会計監査委員会、運営委員会、学年交流委員会、校外委員会を組織し、活動します。

第 8 章 総 会

第16条 1. 総会は、全会員で構成された最高決議機関です。会員の五分の一以上（委任状を含む）の出席により成立します。また対面式のほか紙面及びweb等電磁的方法にて実施することもあります。

2. 定期総会は、年度始めと年度末に開催し、次のことをします。

- (1) 予算、活動計画、会計監査の報告に伴う決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) その他、提出された案件の議決

3. 臨時総会は、運営委員会において必要があると認めた場合、または、会員の五分の一以上の要望がある場合に会長が招集します。

4. 総会の決議は、出席者の過半数の同意が必要です。

第9章 役員会

- 第17条 1. 役員会は、会長、副会長、校長、副校長、書記、会計で構成し、組織全体の動きについて理解し、支援します。

第10章 会計監査委員会

- 第18条 1. 会計監査委員会は会計監査を行い、その結果を総会に報告します。
2. 会計監査委員は2名を置き、任期は1年とします。

第11章 運営委員会

- 第19条 1. 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関です。
2. 運営委員会は、役員、校長、副校長、学年交流委員会委員長または委員長の代理人、校外委員会委員長または委員長の代理人で構成します。同委員会は会長が招集し、毎月一回開くことを原則とします。(4月・8月は除く)

- 第20条 1. 運営委員会は、次のことを行います。
(1) 活動計画、予算、決算の報告
(2) 本会の運営についての連絡、調整
(3) 総会に提出する議案の作成
2. 必要がある場合には、臨時運営委員会を開きます。
3. 運営委員会は、構成の二分の一の出席により成立します。

第12章 学年交流委員会

- 第21条 1. 学年交流委員会は、児童のより良い教育活動ができるように支援をします。
保護者と学校や学級担任との連絡、調整をします。また保護者、児童、そして、教職員がお互いにふれあいを深めるための活動をします。

- 第22条 1. 学年交流委員は、互選により、副委員長、書記、会計を選出します。
2. 委員長は、運営委員会に出席します。委員長不在の際は委員長の指名する委員会内の代理人が出席します。
- 第23条 1. 学年交流委員会の構成は、12～24名の委員と担当教職員です。
- 第24条 1. 学年交流委員会の活動は、年度始め（または途中でも）の委員会で話し合われたことを企画し、実行します。

第13章 校外委員会

- 第25条 1. 校外委員会は、校外における児童の安全な生活を支援します。
- 第26条 1. 校外委員は、互選により副委員長、書記、会計を選出します。
2. 委員長は、運営委員会に出席します。委員長不在の際は委員長の指名する委員会内の代理人が出席します。
- 第27条 1. 校外委員会の構成は、12～24名の委員と各地区1～2名の委員と担当教職員です。
- 第28条 1. 校外委員会の活動は、年度始め（または途中でも）の委員会で話し合われた学区の交通安全並びに児童の生活環境向上を図るためのことを企画し、実行します。
2. 企画の実行については、会員と共に実行します。

第14章 細 則

- 第29条 1. 本規約の改正は総会の特別条項として審議をします。
- 総会出席者（委任状含む）の4分の3以上の賛成をもって改正を行います。
- 第30条 1. 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定めます。
- 第31条 1. 運営委員会は、細則を規定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告します。

付 則

※ この規約は、平成11年3月6日制定し、平成11年4月1日から実施します。

改定履歴

版	改正年月日	所要改正箇所
初版	平成12年 3月 6日	初版制定
2版	平成12年 3月 4日	22条2を一部改正
3版	平成13年 3月 3日	14条を追加・第12章 及び第13章 及び第14章を整理統合・第15章「細則」を追加
4版	平成13年10月29日	12条1を一部改正
5版	平成14年 3月 2日	22条2 及び26条1を一部改正
6版	平成19年 3月12日	15条1 及び19条2 及び22条2 及び26条2、3 及び30条2、3を一部改正
7版	平成20年 3月10日	8条1を一部改正
8版	平成21年 3月 9日	26条1 及び27条1を一部改正
9版	平成23年 3月 7日	30条1を一部改定
10版	平成27年 1月 7日	細則 慶弔規定 1(慶事)、3(病気・災害の見舞い)を一部改定
11版	平成28年 4月 1日	細則 慶弔規定 1(慶事)を一部改定
12版	平成29年 3月 6日	19条2、22条1、2、3、23条1、26条2、30条2、32条1を一部改訂 細則 1条1及び同1条1、(2)及び同1条1、(2)①細則2条1、(1)①及び同2条1、(2)①を一部改正
13版	平成30年 1月10日	
14版	令和 2年 7月15日	22条1 及び 23条1 及び 26条1 及び 27条1 及び 30条1 及び 31条1を一部改正
15版	令和 3年 2月 8日	1条(名称)、8条(会費徴収方法)、16条(紙面総会等)一部改訂、33条(特別条項)挿入 12章/13章(学年学級委員会・ふれあい委員会)統合
16版	令和5年2月28日	8条、19条、22条、26条改定、細則1条(会計委員会)、慶弔規定の弔事削除

保護者と教職員の会（PTA）細則

役員・会計監査委員・学年交流委員長・校外委員長の選出

第1条 1. 役員、会計監査委員、各委員会委員長（学年交流・校外）候補者調整委員会（以下、候補者調整委員会）

- (1) 候補者調整委員は、互選により運営委員会の委員から選出します。
- (2) 候補者調整委員会は、立候補者、運営委員会推薦候補者、各学級推薦候補者を招集して次年度役員、会計監査委員、各委員会委員長候補者を互選により選出します。会計監査委員会委員は1名以上を前年度会計担当から選出します。
 - ① 次年度役員、会計監査委員、各委員会委員長の候補者以外は、欠員が発生した場合の補欠候補者になります。但し、補欠による役員、会計監査委員、各委員会委員長の任期は、前任者の残任期間とします。
 - ② 補欠候補者は、次年度の各学級の委員を引き受けることができます。なお、各学級の委員を引き受けた場合は、補欠候補者からは除外されます。
- (3) 候補者調整委員会は、調整結果を運営委員会に報告し、総会の2週間前までに会員に公示します。

第2条 1. 立候補者並びに候補者の推薦

- (1) 立候補
 - ① 会員は、役員、会計監査委員、各委員会委員長の候補者に立候補することができます。
- (2) 運営委員会候補者の推薦

① 運営委員会で必要と認められた役員、会計監査委員、各委員会委員長については、運営委員会より候補者を推薦します。

(3) 学級候補者の推薦

① 6年生会員を除く全学級より、学級内推薦により1名以上の候補者を決めます。

② 学級内推薦にて候補者が決まらなかった学級は、同条件のもと抽選で候補者を選びます。

※ この細則は、平成13年4月1日から実施します。

慶 弔 規 程

1 弔 事

- | | | |
|-----------|-------|--------------|
| ○ 児童、会員 | | 10,000円と花輪一基 |
| ○ 会員の同居家族 | | 5,000円と花輪一基 |

2 病気・災害の見舞い

- | | | |
|-----------------|-------|------------------|
| ○ 児童の疾病で1ヶ月以上入院 | | 5,000円 |
| ○ 会員の罹災 | | 会長、校長が合議の上、決定する。 |

3 特別の事情がある場合は、上記の基準に準じて慶弔の意を表し、また、見舞いを行う。